

京都市告示第569号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成29年2月10日

京都市長 門川大作

道路の種類 市道
 供用開始の期日 告示の日
 路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新別	延長	敷地の幅員
醍醐緯210号線	伏見区醍醐西大路町44番地の104地先から	旧	メートル 178.40	メートル 9.50 ~ 19.50
	同町122番地地先まで	新	178.40	9.49 ~ 19.43
醍醐自歩2号線	伏見区醍醐西大路町1番地の1地先から	旧	108.90	10.50 ~ 15.40
	同区醍醐北西裏町22番地地先まで	新	108.90	10.00 ~ 14.50
醍醐歩1号線	伏見区醍醐北西裏町22番地地先内	旧	29.50	4.40 ~ 5.20
		新	29.50	4.05 ~ 4.32
醍醐経58号線	伏見区醍醐西大路町44番地の107地先から	旧	129.20	6.30 ~ 9.48
	同町44番地の105地先まで	新	129.20	12.10 ~ 16.00
醍醐経60号線	伏見区醍醐西大路町126番地地先から	旧	205.00	5.05 ~ 7.35
	同町1番地の1地先まで	新	205.00	11.01 ~ 17.01

(建設局土木管理部道路明示課)